

28建第322号
平成28年11月7日

(一社)長崎県建設業協会 会長 様

長崎県建築課長



佐々町における建築確認申請適用除外区域の指定の解除について

日頃より県の建築行政にご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、佐々都市計画区域において指定されている「建築確認申請適用除外区域」は、平成29年3月31日限りで指定を解除されます。同都市計画区域において平成29年4月1日以降に着手する全ての建築物は、原則、建築確認申請が必要になります。

つきましては、このことについて貴会員に周知をお願いいたします。

(担当者)

建築課審査指導班 森

TEL : 095-894-3093

MAIL : mori-takao@pref.nagasaki.lg.jp